



山形県公報

平成27年7月28日(火)
第2667号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……947
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……同
- 同……………(同) ……948
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防・災害対策課) ……同
- 同……………(同) ……950
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……951

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(税 政 課) ……953
- 同……………(危機管理課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(最上総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……956

## 告 示

### 山形県告示第649号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 有限会社HYOコーポレーション    | デイサービス奏で館<br>米沢市中央七丁目4番37号 | 通 所 介 護 | 平成27. 7. 17 |

### 山形県告示第650号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
米沢市大字綱木字石子沢284-19
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

西置賜郡飯豊町大字岩倉字天屋沢865－1

2 保安林指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施した地域

山形市中桜田一丁目、二丁目及び大字中桜田

2 公共測量を実施した期間

平成27年5月25日から同年7月10日まで

3 作業の種類

公共測量（3級基準点測量）

山形県告示第653号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|-----------|---------------------|
| 田茂沢 1       | 別紙図面のとおりに | 土石流                 |

|          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 田茂沢 2    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 田茂沢 3    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 入田茂沢     | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| ジコク沢 2   | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| セドの沢－ 1  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| セドの沢－ 2  | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 布引沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 入水上ノ沢－ 1 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 入水上ノ沢－ 2 | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉沢－ 1    | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 土用沢      | 別紙図面のとおり | 土石流     |
| 杉沢山      | 別紙図面のとおり | 地滑り     |
| 田茂沢      | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 焼山 1     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 焼山 2     | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田茂沢 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田茂沢 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田茂沢 4    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 2    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 3    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

|       |          |         |
|-------|----------|---------|
| 杉沢1   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉沢2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉沢3   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 公園地   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 田屋    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下中田-1 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 下中田-2 | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮1    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森1  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森2  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森3  | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町2   | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |
| 山崎    | 別紙図面のとおり | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第654号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害警戒区域の名称 | 指定の区域    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|----------|---------------------|
| 本郷1         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 本郷2         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 本郷3         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 滝ノ下         | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 三ツ沢1        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |
| 三ツ沢2        | 別紙図面のとおり | 地滑り                 |

|      |          |     |
|------|----------|-----|
| 三ツ沢3 | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 中沢1  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 中沢2  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 中沢3  | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 野口   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 板敷   | 別紙図面のとおり | 地滑り |
| 江戸沢  | 別紙図面のとおり | 地滑り |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第655号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 土砂災害特別警戒区域の名称 | 指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------|-----------------------------|---------------------|
| 田茂沢1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| ジコク沢2         | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 布引沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 入水上ノ沢－1       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 入水上ノ沢－2       | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 杉沢－1          | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 土用沢           | 別紙図面のとおり                    | 土石流                 |
| 田茂沢           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 焼山1           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 焼山2           | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |
| 田茂沢2          | 別紙図面のとおり                    | 急傾斜地の崩壊             |

|        |           |         |
|--------|-----------|---------|
| 田茂沢 3  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 田茂沢 4  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 1 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 2 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 入田茂沢 3 | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 1  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 2  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 上中田 3  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉沢 1   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉沢 2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 杉沢 3   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 公園地    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 田屋     | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 下中田－1  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 下中田－2  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 宮 1    | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森 1  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森 2  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 手代森 3  | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 内町 2   | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |
| 山崎     | 別紙図面のとおりに | 急傾斜地の崩壊 |

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

---

## 公 告

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
社会保障・税番号制度対応のための山形県税務総合電算システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部税政課税務電算担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2569
- 3 落札者を決定した日 平成27年5月21日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 40,824,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年4月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成27年度債務負担行為工事山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課防災担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2231
- 3 落札者を決定した日 平成27年5月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目17番7号
- 5 落札金額 5,486,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年4月10日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要 |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|----|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |             |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート2号 | 新庄市金沢1281<br>-4 | 3DK  | 63.5                          | 1    | 一般用 | 16,100<br>円             | 18,600<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,400<br>円                        | 31,600<br>円 |    |                                    |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年8月4日から同月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前9時半から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年8月10日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成27年10月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年7月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称         | 所在地              | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分                | 家賃                      |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |                                            |
|------------|------------------|------|-------------------------------|------|-------------------|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
|            |                  | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |                   | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパート1号 | 鶴岡市朝陽町6-25       | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用               | 14,200                  | 16,400                                     | 18,800                                     | 21,200                                     | 24,200 | 28,000                                     | 3月分の家賃に相当する額                               |
| 同末広アパート3号  | 同末広町23-60        | 2LDK | 69.3                          | 1    | 同                 | 22,700                  | 26,200                                     | 30,000                                     | 33,800                                     | 38,600 | 44,600                                     |                                            |
| 同川南アパート1号  | 酒田市若宮町二丁目1-1     | 2DK  | 51.2                          | 4    | 同                 | 15,400                  | 17,800                                     | 20,400                                     | 23,000                                     | 26,300 | 30,300                                     |                                            |
| 同川南住宅3号    | 同1-3             | 同    | 54.6                          | 2    | 同                 | 16,400                  | 18,900                                     | 21,600                                     | 24,400                                     | 27,900 | 32,100                                     | 単身可                                        |
| 同同         | 同                | 同    | 54.6                          | 1    | 同                 | 16,400                  | 18,900                                     | 21,600                                     | 24,400                                     | 27,900 | 32,100                                     |                                            |
| 同川南住宅4号    | 同1-4             | 3K   | 54.6                          | 1    | 同                 | 16,600                  | 19,200                                     | 22,000                                     | 24,800                                     | 28,300 | 32,700                                     |                                            |
| 同東泉アパート1号  | 同東泉町四丁目15-21     | 3DK  | 61.0                          | 1    | 同                 | 17,500                  | 20,200                                     | 23,100                                     | 26,000                                     | 29,800 | 34,300                                     |                                            |
| 同東泉アパート3号  | 同東泉町四丁目15-22     | 同    | 62.6                          | 1    | 同                 | 18,500                  | 21,300                                     | 24,400                                     | 27,500                                     | 31,400 | 36,300                                     |                                            |
| 同鳥海アパート1号  | 同富士見町三丁目2-118    | 同    | 69.2                          | 2    | 同                 | 23,000                  | 26,500                                     | 30,300                                     | 34,200                                     | 39,100 | 45,100                                     |                                            |
| 同新橋アパート    | 同新橋五丁目5-1        | 2DK  | 53.9                          | 1    | 特定目的用<br>(高齢・障害用) | 18,900                  | 21,900                                     | 25,000                                     | 28,200                                     | 32,200 | 37,400                                     | 単身可                                        |
| 同北新町アパート   | 同北新町一丁目1-58      | 同    | 55.0                          | 1    | 一般用               | 19,900                  | 23,000                                     | 26,300                                     | 29,600                                     | 33,900 | 39,100                                     |                                            |
| 同余目アパート    | 東田川郡庄内町余目字大塚93-1 | 3DK  | 64.2                          | 1    | 同                 | 16,700                  | 19,300                                     | 22,100                                     | 24,900                                     | 28,500 | 32,900                                     |                                            |
| 同狩川アパート    | 同狩川字山居22         | 同    | 58.0                          | 2    | 同                 | 12,800                  | 14,800                                     | 16,900                                     | 19,100                                     | 21,800 | 25,100                                     |                                            |
| 同遊佐アパート    | 鮎海郡遊佐町遊佐字田子10-2  | 同    | 59.3                          | 1    | 同                 | 13,800                  | 15,900                                     | 18,200                                     | 20,500                                     | 23,500 | 27,100                                     |                                            |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年8月5日から同月11日まで（土曜日及び日曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後

5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年8月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 平成27年10月上旬

平成27年 7月28日印刷  
平成27年 7月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056